

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第12号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年佐賀県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(支給職)</p> <p>第2条 県職員給与条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、<u>医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職で次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの</u></p> <p><u>(2) 人口が少ない市及び町に所在する公署に置かれる職で採用による欠員の補充が相当困難であると人事委員会が認めるもの</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる職以外の職</u></p> <p>2 略</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 県職員給与条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(支給職)</p> <p>第2条 県職員給与条例第7条の3第1項第1号に規定する職は、<u>医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>県職員給与条例第7条の3第1項第3号に規定する職は、医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職で公衆衛生看護学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第3条 県職員給与条例第7条の3第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前条第3項に規定する職に採用された職員であつて、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する保健師免許</u></p>

改正前	改正後
<p>第4条 県職員給与条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>第2条第1項に規定する職に同項各号に掲げる職の区分を異にして異動した職員</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条第1号に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなった職員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号又は<u>前条第3号</u>に規定する職員にあっては、<u>15年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号若しくは<u>第2号</u>に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は<u>第4条第3号</u>に規定する職員にあっては15年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。こ</p>	<p style="text-align: center;"><u>証（次条において「保健師免許証」という。）を有するもの</u></p> <p>第4条 県職員給与条例第7条の3第2項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第9条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>前条第1号に規定する経過期間内に新たに第2条第1項に規定する職を占めることとなった職員</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>新たに第2条第3項に規定する職を占めることとなった職員で保健師免許証を有するもの</u></p> <p>第5条 前2条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第3条第2号又は<u>前条第2号</u>に規定する職員にあっては15年、<u>第3条第3号又は前条第3号</u>に規定する職員にあっては10年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第6条 初任給調整手当の支給期間は、第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員にあっては35年、第3条第2号又は<u>第4条第2号</u>に規定する職員にあっては15年、<u>第3条第3号又は第4条第3号</u>に規定する職員にあっては10年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等にあっては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるとき</p>

改正前	改正後
<p>の場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同条第1号若しくは第2号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の者を除く。）採用の日又はこれらの号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間</p> <p>(2) 第3条第2号又は第4条第3号に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号に規定する職員となった日までの期間が15年を超えることとなるもの 採用の日又は同号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規</p>	<p>は、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、次の各号に掲げる職員に対する同表の適用については、当該各号に定める期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号又は第4条第1号に規定する職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の者を除く。）採用の日又はこれらの号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間</p> <p>(2) 第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号に規定する職員となった日までの期間が15年を超えることとなるもの 採用の日又は同号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間</p> <p>(3) 第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）第14条の規定により号給の調整を行う場合に加える年数の期間と同規則第15条の規定により号給の調整を行う場合の同条第1項各号に定められた経験年数の期間（人事委員会の定める期間を除く。）とを合計した期間</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条 第3条又は第4条に規定する職員となった者（第5条に規</p>

改正前	改正後
<p>定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第3条第2号又は第4条第3号に規定する職員にあつては、15年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>	<p>定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年(第3条第2号又は第4条第2号に規定する職員にあつては15年、第3条第3号又は第4条第3号に規定する職員にあつては10年)を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。</p>

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員 の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	円
1年未満	368,800	30,000	15,000
1年以上2年未満	368,800	30,000	15,000
2年以上3年未満	368,800	30,000	15,000
3年以上4年未満	368,800	30,000	15,000
4年以上5年未満	368,800	30,000	15,000
5年以上6年未満	368,800	30,000	12,500
6年以上7年未満	368,800	30,000	10,000
7年以上8年未満	368,800	30,000	9,500
8年以上9年未満	368,800	30,000	5,000
9年以上10年未満	368,800	30,000	2,500

10年以上11年未滿	368,800	25,000	
11年以上12年未滿	368,800	20,000	
12年以上13年未滿	368,800	15,000	
13年以上14年未滿	368,800	10,000	
14年以上15年未滿	368,800	5,000	
15年以上16年未滿	368,800		
16年以上17年未滿	364,800		
17年以上18年未滿	360,800		
18年以上19年未滿	356,800		
19年以上20年未滿	352,800		
20年以上21年未滿	348,800		
21年以上22年未滿	331,900		
22年以上23年未滿	314,700		
23年以上24年未滿	298,000		
24年以上25年未滿	281,100		
25年以上26年未滿	264,200		
26年以上27年未滿	243,400		
27年以上28年未滿	223,000		
28年以上29年未滿	202,600		
29年以上30年未滿	181,800		
30年以上31年未滿	159,900		
31年以上32年未滿	138,000		
32年以上33年未滿	116,300		
33年以上34年未滿	84,400		
34年以上35年未滿	54,600		

- 備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
- 3 3項職員のうち、佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第37号）附則第2条の規定により同条に規定する新級を決定される職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員にあっては、3項職員の欄中「15,000」とあるのは「18,000」と、「12,500」とあるのは「15,500」と、「10,000」とあるのは「13,000」と、「9,500」とあるのは「12,500」と、「5,000」とあるのは「8,000」と、「2,500」とあるのは「5,500」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。